

観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）に係る
アウトドア体験施設助成実施要綱

（趣旨）

第1条 一般社団法人北海道体験観光推進協議会は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、道内における知事認定アウトドアガイドを擁するアウトドア事業者が提供するアウトドア体験に対し、北海道（以下、「道」という。）から観光客誘客促進道民割引事業（以下、「どうみん割事業」という。）の運営を委託された事務局（以下、「事務局」という。）が交付するどうみん割事業の支援金を活用し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その実施について本要綱に定める。

（定義）

第2条 以下の用語について、定義する。

- (1) 体験協 一般社団法人北海道体験観光推進協議会をいう。
- (2) アウトドア体験施設 北海道知事認定アウトドアガイド資格者がサービスを提供する施設をいう。

（参加事業者）

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下、「参加事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 体験協にどうみん割事業参加申込書（様式第1号）を提出し、参加決定を受けた者
- (2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（参加事業者の遵守事項）

第4条 参加事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「新北海道スタイル」の取組を実践すること。
- (2) 当事業によりサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感

染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。(別表 1 の警戒ステージ 1 及び 2-1)

(支援金の要件)

第 5 条 参加事業者が受ける支援金の対象となる商品は、次表に定めるものであり、割引学を支援金として体験協が支援する。ただし、いずれも道民が購入及び利用したものとし、サービスを提供する各施設等については、道が定めた「北海道スタイル」の取組を実践しているもの(「北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設等)に限る。

区分	1人あたりの販売価格	割引額
アウトドア体験	4,000円～5,999円	2,000円
	6,000円～9,999円	3,000円
	10,000円以上	5,000円

- 2 支援金の対象となる期間は、体験協が要項第 7 条に規定する交付決定を受けた日から予約・販売されたものであり、令和 2 年 7 月 10 日から令和 3 年 1 月 31 日までの利用分とする。
- 3 支援金の対象となる商品の購入回数に、制限は設けないものとする。
- 4 支援金の対象となる商品の販売に際しては、どうみん割事業であることを明らかにするため、本来の販売価格(税及びサービス料を含む)及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明確にすること。

(対象外となる商品及び利用形態)

- 5 本条第 1 項に定める商品のうち、次の各号に該当するものは対象外とする。
 - (1) ビジネス目的で利用される商品
 - (2) 新型コロナウイルス感染症により、道が外出や往来の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の道民の利用(別表 1 の警戒ステージ 2-2、2-3 及び 3)
 - (3) 国又は地方自治体からの支援等を受けて販売しているもの
 - (4) 国又は道若しくは地方自治体が参加事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの(例：招待旅行、研修旅行など)
 - (5) 国又は道若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (6) 催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (7) 施設を予約したが実際には利用しない、いわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (8) その他、体験協が不相当と認めるもの

(キャンセル料の取扱)

第 6 条 前条第 5 項第 2 号に該当する場合のキャンセル料は、参加事業者の負担とし、商品の購入者には求めない。(別表 1 の警戒ステージ 2-2、2-3 及び 3)

(支援金の交付申請)

第 7 条 参加事業者は、次の書類を体験協に提出するものとする。

- (1) どうみん割事業参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) サービスに係る定価表等の書類（料金体系がわかるもの）及び「北海道スタイル」安心宣言」の写し等、取組のわかる書類
- (4) 北海道知事認定アウトドアガイド一覧表
（実績報告）

第8条 参加事業者は、月ごとの実績をとりまとめ、次の書類を翌月10日までに体験協に提出しなければならない。

- (1) 利用実績報告書（様式第3号）
- (2) 支援金申請書（様式第4号）
（支援金の交付）

第9条 体験協は、前条の規定による適正な書類を受理した日から45日以内に、支援金を参加事業者の指定口座に支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第10条 支援金の交付に付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本要綱及び道が定めるどうみん割事業の規定に従うこと。
- (2) 参加事業者は、どうみん割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 参加事業者は、どうみん割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の対象となるアウトドア体験の提供に際しては、取引先等への関係者へ優先販売することを禁止する。
（不正利用の防止について）

第11条 対象事業者は不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。